身体拘束最小化に関する病院長方針

身体拘束とは患者さんの自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものです。

当院では患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアを実践していくよう努めてまいります。

一方で、患者さんご本人または他の患者さん等の生命または身体保護するため、緊急やむ得ない場合には、身体的拘束を行うことがあります。その場合であっても「切迫性・非代替性・一時性」の三要件をすべて満たすことを確認し、必要最低限の方法・期間に限定しての実施にとどめます。また、開始後も継続の必要性を日々見直し、早期解除に向けて取り組みます。

ここに原則として身体拘束を行わないことを当院の基本方針とし職員一丸となって取り組んでまいります。

令和８年８月

三沢市立三沢病院　院長　遠藤哲

身体拘束最小化の取り組み

当院では組織として身体拘束の予防および最小化に取り組む体制を整備し、以下のことへ取り組んでおります。

① 身体拘束最小化に関する指針を整備し、全職員に周知・徹底すること

② 多職種で構成する身体拘束最小化チームを中心にラウンドを行い、実施状況を把握し継続的な見直しを行うこと

③ 身体拘束を行う場合には、適切な判断・記録・説明を確実に行うこと

④ 身体拘束最小化に向けた職員教育・研修を継続的に実施すること